

加入要領

◆団体制度における加入要領

保険期間（ご契約期間）：2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時まで
 申込締切日：2026年9月11日（金）
 お申込み方法：WEB（PC・スマートフォン）によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。
 アクセス方法は、別紙でお配りするログインご案内チラシをご確認ください。
 保険料払込方法：給与控除（2027年1月給与より控除開始）団体ゴルフ保険は2027年1月に一括で天引きとなります。キャリアメイトの方は2027年1月に一括で口座振替いたします。
 加入資格：下記表より該当する保険の加入対象者をご覧ください。

団体傷害保険

加入対象者（ご加入できる方）範囲	横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社にご勤務の社員・役員・キャリアメイト
被保険者（補償の対象となる方）ご本人となれる方	「本人型」加入対象者ご本人（以下ご本人といいます）、ご本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族からお選びいただけます。 「家族型」・「夫婦型」被保険者（補償の対象となる方）は、以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とする「家族」（注）または「夫婦」です。 ご本人、ご本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 （注）家族とは、本人および本人の配偶者*1、本人または配偶者の同居の親族*2・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子をいいます。

団体医療保険

加入対象者（ご加入できる方）範囲	横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社にご勤務の社員・役員・キャリアメイト
被保険者（補償の対象となる方）ご本人となれる方	加入対象者ご本人（以下ご本人といいます）、ご本人の配偶者*1、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族*2 最長80才までの補償継続が可能です。（ご継続時の年齢により保険料が変更となります）

団体ゴルフ保険

加入対象者（ご加入できる方）範囲	横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社にご勤務の社員・役員・キャリアメイト
被保険者（補償の対象となる方）ご本人となれる方	加入対象者ご本人（以下ご本人といいます）、ご本人の配偶者*1、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族*2

GLTD（団体長期障害所得補償保険）

加入対象者（ご加入できる方）範囲	2026年11月1日において満15才以上満59才以下の健康保険・厚生年金保険の対象となる社員かつ、告知日時点で正常に勤務されている方がご加入いただけます。（キャリアメイトの方は対象なりません） これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等の方々はご加入できません。 また、ケガまたは病気により休職されている方や業務内容・範囲等が制限されている方は新規でのご加入はできません。
------------------	---

所得補償保険

加入対象者（ご加入できる方）範囲	現時点で、所得補償保険に加入している方、ご継続の方のみとなります。
------------------	-----------------------------------

*1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 *2 親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

お問合わせ先



横浜フィナンシャルグループ団体損害保険取扱代理店
損害保険・生命保険代理店

株式会社 朋 栄

TEL.045-201-3172 関連事業部

受付時間：平日9:00～17:00（土日・祝日を除く）

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル6階 <https://www.hoei-hoken.co.jp/>

引受保険会社（幹事） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

TEL.050-3460-1444 横浜支店企業営業課

〒231-0005 横浜市中区本町5-48

- この保険は株式会社横浜フィナンシャルグループを保険契約者とし、株式会社横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社の社員・役員・キャリアメイトを加入者とする団体総合生活補償保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険の団体契約です。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険・所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（株式会社横浜フィナンシャルグループ）に交付されます。加入者へは加入者証が交付されます。
- 自動継続のため、既にご加入いただいている方は、同一セット（※）で継続されますので、お手続き不要です。その場合には個人情報の取扱いに関して同意したものととして継続いたします。
- （※）傷害死亡保険金受取人はお申し出がない場合、法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- 保険金請求事故が多発した場合などについては、継続を中止させていただくことがあります。
- 前年度ご加入者の方で契約内容の変更・脱退をご希望される方は、WEBサイトでお手続きください。
- 改姓など、ご加入者内容が昨年と異なる場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡をお願いいたします。
- ご継続後の保険料は継続日時点の保険料率で計算されます。また、団体医療保険（疾病・がん）、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険では保険始期日時点の満年齢により保険料が異なりますので、自動継続の場合でも昨年度と保険料が変わっている場合がございます。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容やWEBサイトへの入力事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEBサイト画面より入力していただけます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

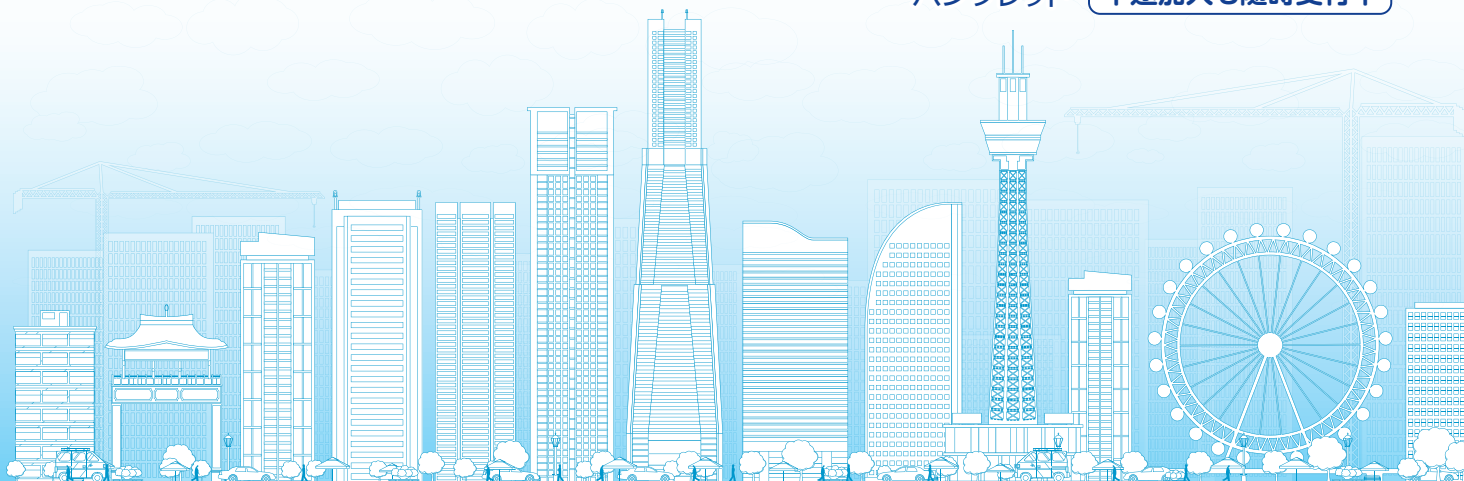
横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社の皆さまへ

横浜フィナンシャルグループ総合補償（保障）制度

9月11日
（金）
締め切り

「団体損害保険」のご案内

パンフレット 中途加入も随時受付中



日常生活はリスクがいっぱい！ 万一の時に備えは必要です！

団体
制度

団体傷害保険

〔団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約セット）〕

割引率

28%

団体割引20%

損害率による割引10%

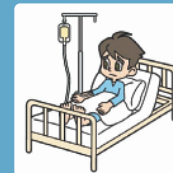


団体医療保険

〔団体総合生活補償保険
（疾病補償特約・がん補償特約セット）〕

団体割引

20%適用



団体ゴルフ保険

〔団体総合生活補償保険（個賠型）〕

団体割引
20%
適用



GLTD（団体長期障害所得補償保険）

団体割引
20%
適用



所得補償保険

（ご継続の方のみ）

団体割引
20%
適用

（「加入要領」は裏表紙をご覧ください）

取扱代理店



株式会社

朋 栄

（2026年7月承認）A26-100974



「団体損害保険」ラインナップ

みなさんを取り巻くさまざまなリスクに備えるラインナップをご用意しています。
ご家族を含め是非この機会にご加入をご検討ください。

身の回りのリスク

対応する保険

特 長

加入年令制限

保険期間
(ご契約期間)

申込締切日

詳細

目次

死亡リスク

入院リスク

その他リスク



団体傷害保険

(団体総合生活補償保険(標準型))

- 1.国内はもちろん、国外でのさまざまな偶然な事故によるケガを補償します。
- 2.天災危険補償特約のセットにより、地震・噴火・津波によるケガも補償します。
- 3.日常生活賠償と受託物賠償責任を補償します。
- 4.携行品損害は、国内はもちろん海外での事故も補償します。

制限なし

2026/11/1～
2027/11/1

2026/9/11

5ページ▶

団体傷害保険の
補償内容

入院リスク

手術リスク

退院後リスク



団体医療保険

疾病・がん

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- 1.団体割引20%の適用により、病気による入院を一般で加入するより割安な保険料で補償します。
- 2.1泊2日の入院も日帰り手術も保険金対象となります。
- 3.がんを補償したプラン(DDS・DD・IDS・ID・JDS・JD型)もご用意しています。
- 4.先進医療費用補償を追加したプラン(CDS・FDS・GDS・HDS・DDS・EDS・IDS・JDS)をご用意しています。

- ・新規加入は、70才(ADS・AD(FDS・FD)は60才)以下の方
- ・継続加入は、最長80才以下の方

2026/11/1～
2027/11/1

2026/9/11

7ページ▶

団体医療保険
疾病・がんの
補償内容

ゴルフ関連リスク



団体ゴルファー 保険

(団体総合生活補償保険(個賠型))

- 1.ゴルフのプレー中や練習中の第三者に対する賠償事故、ケガ、用品の損害およびホールバトロス費用の4つの補償をセットしています。
- 2.国内はもちろん国外での事故も補償します。(ホールのみ)
- 3.団体割引20%適用により、個人契約で加入するより割安な保険料です。

制限なし

2026/11/1～
2027/11/1

2026/9/11

11ページ▶

団体ゴルファー
保険の
補償内容

長期就業障害
(不能)リスク



GLTD

(団体長期障害所得補償保険)

所得補償保険

- 1.ケガや病気により、就業障害となり、働けない状況が継続した場合に、最長90日を超えて60才まで収入を補償します。
- 2.精神障害による就業障害は最長2年まで補償します。
- 1.日本国内・国外を問わず、仕事中や日中、病気のため入院したり医師の治療により7日を超えて仕事につけないう場合の所得を補償します。

満15才以上
満59才以下の方

2026/11/1～
2027/11/1

2026/9/11

13ページ▶

GLTD の
補償内容

満59才以下の方

現在新規加入は
できません。

現在新規加入は
できません。

15ページ▶

所得補償保険
補償内容

以下のような事例*で皆さまのお役に立ちました！

*過去に実際にあった事故の支払例です。現在の補償内容とは一致しない場合があります。



傷害事故支払例

分類	状況	支払状況	支払金額	セット名
スポーツ中	剣道部クラブの練習中、左足のアキレス腱を断裂した	入院 4日 通院 45日 手術 10倍	¥18,000 ¥135,000 ¥45,000	1(1C)
通勤途中	最寄り駅のバスターミナルでバスを降りる時に押され、バランスを崩し転倒。左足首を捻挫した	通院 23日	¥69,000	1(1C)
交通事故	自転車で道路を走行中、後方から来た車に追突され負傷した	通院 20日	¥60,000	1(1C)
お子さま	学校で遊んでいて壁に手をぶつけて右手首を骨折した	入院 3日 通院 12日 ギプス固定 19日 手術 10倍	¥4,200 ¥12,000 ¥19,000 ¥14,000	5(5C)
骨折	自宅内で柱に右足小指をぶつけて骨折した	通院 26日	¥46,800	5(5C)

★医師の治療を受ける事が必要になります ※医師とは「医師法」または「歯科医師法」に定める医師です。接骨院や整骨院で柔道整復師の治療を受けた場合も医師の治療に準じて保険金のお支払い対象となることがあります。

(ただし、鍼・灸・マッサージ・カイロプラクティック等の自由診療施術はお支払い対象とならないことがありますのでご注意ください)

★傷害入院保険金は事故の日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となります。

★傷害通院保険金は180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となります。

※傷害入院保険金・傷害通院保険金はそれぞれ傷害入院保険金日額×入院日数、傷害通院保険金日額×通院日数がお支払い保険金となります。

★「むち打ち症」と「腰痛」については医学的他覚所見がある場合のみ保険金のお支払い対象となります。

※医学的他覚所見とは→脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等の諸検査により、異常所見が認められたもの

※なお、医学的他覚所見がある場合でも事故とは因果関係のないものはお支払いの対象とはならない場合があります。

例えば・・・変形性脊椎症・椎間板障害・骨粗鬆症等の「疾病」に該当するもの



ゴルフ事故事例

分類	状況	支払金額
ホールインワン	12番ホールでホールインワンを達成し、記念品を購入	¥300,000
携行品	ゴルフ練習中打席に入って振り上げが大きかったのか2Fの鉄骨にヘッドをぶつけヘッドの先端が裂けた	¥28,215
傷害	ボールが急斜面に落ちてボールを探すため急斜面に登ろうと力を入れた時右足ふくらはぎが肉離れをおこした ※通院3日	¥15,000



携行品事故支払例

分類	状況	支払金額	備考
ラケット	バドミントンの練習中、ラケットが第三者に接触し、ラケットが破損	¥23,700	
衣類	職場近くで現金輸送車の立会い中につまづいて転倒しスーツのズボンの左膝が破けた	¥38,083	
腕時計	腕時計を腕から外して鞆に入れようとして誤って落としてしまい部品が外れ何処かにいってしまった	¥12,500	
鞆	マンションの入り口で転倒。鞆を落とし傷がついた。	¥43,000	
カメラ	サファリパークの駐車場で手に持っていたカメラを落とし電源は入るが撮影ができなくなってしまった	¥17,196	
現金	スポーツクラブで着替えをする際、ロッカーに入れておいた現金 7 万円が盗まれた	¥47,000	※盗難の届出必須 通貨は合計5万円が限度

★日本国内、国外を問わず、ご自宅(ご自宅敷地)から持って出られた身の回り品(バック・時計・カメラ・衣類・現金等)が盗難・損傷・火災などの偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(免責金額3,000円)

★1事故につき、1個、1組、1対あたり損害額が10万円を超える場合は10万円を限度としてお支払いします。

乗車券等または通貨・小切手は合計5万円を限度としてお支払いします。(免責金額3,000円)

★家族型の場合は、ご本人、配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子の身の回り品が対象となります。

★置き忘れ、紛失については保険金をお支払いできません。

※盗難の際、警察への届け出は遺失物ではなく必ず盗難で届け出てください。

★携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ、自転車、眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、株券、切手、クレジットカード、キャッシュカード、通帳、電子マネーその他これらに類する物、パスポート、運転免許証など、保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

★原則として、修理費をお支払いいたします。



賠償事故事例

分類	状況	支払金額
ボウリング	お子さまがボウリングをしている最中ボールを左手に持ち右手でタッチパネルを操作する際シューズで滑ってバランスを崩しボールがあたり液晶パネルを破損した	賠償(対物) ¥75,600
釣り	釣りをしている竿を後ろから前へ振り下ろした際に、後方にいた人の頬に釣り針が刺さり負傷させた	賠償(対人) ¥102,339
自宅	自宅庭を剪定中に切った枝が隣家の屋根瓦にぶつかり、瓦を2枚ほど破損させた	賠償(対物) ¥50,400
自転車	自転車で走行中見通しの悪い道を右折した際に、直進してきた相手自転車と衝突し、相手の自転車が歪み破損した	賠償(対物) ¥19,025
サーフィン	サーフィン中、相手のボードに当たり傷をつけてしまった	賠償(対物) ¥9,000

※補償の対象となる方の範囲は、加入型が本人型・夫婦型であっても本人、本人の配偶者、本人または本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)または別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子となります。

(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(注)上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

6

団体医療保険 疾病・がんのおすすめ

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・団体総合生活補償保険サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認ください。取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明
GN24-300732
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_1_GN24-300732.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明
GN25-300008
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300008.pdf

健康状態告知についてのご案内
GN24-300793
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300793.pdf

団体総合生活補償保険サービスのご案内
GN25-300063
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_s_GN25-300063.pdf

GN24-300793

GN25-300063

GN24-300793

GN25-300063

GN25-300063

団体医療保険（疾病） 団体総合生活補償保険（MS&AD型）

団体割引
20%

被保険者ご本人となれる方

加入対象者（ご加入できる方）範囲	横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社にご勤務の社員・役員・キャリアメイト
被保険者（補償の対象となる方）ご本人となれる方	加入対象者ご本人（以下ご本人といいます）、ご本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族 最長80才までの補償継続が可能です。（ご継続時の年齢により保険料が変更となります）

■国内、国外を問わず、病気による入院・手術・放射線治療等を補償します。

【疾病入院・手術】

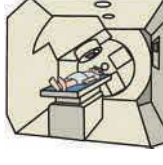
【疾病放射線治療】

【八大疾病一時金補償】

【葬祭費用補償】

【疾病退院時の一時金】

【先進医療費用】



こんなときに保険金をお支払いします

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

	お支払いする場合	ポイント
疾病入院 〈疾病入院保険金〉	病気の治療のために入院したとき	●1回の入院につき 最大180日まで（支払対象期間1,095日） 1泊2日以上入院からお支払い
疾病手術 〈疾病手術保険金〉	病気の治療のため所定の手術を受けたとき	●1回の手術について次の額をお支払いします。 （日帰り手術も補償します。） （入院中）疾病入院保険金日額の10倍 （入院中以外）疾病入院保険金日額の5倍 *手術を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
疾病放射線治療 〈疾病放射線治療保険金〉	病気の治療のため、所定の放射線治療を受けたとき	疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *放射線治療を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
疾病退院時の一時金 〈疾病退院時一時金〉	病気で14日以上継続して入院し、生存して退院したとき または365日を超えて入院したとき	1回の入院につき1回のお支払いとなります。 退院後の療養費やお見舞い返し等にご利用できます。
八大疾病一時金補償 〈八大疾病一時金〉	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされた場合に一時金をお支払いします。注2)	がんの場合 2年超経過後の再発もお支払い 注1) がんと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した後の再発が対象となります。 がん以外の場合、この保険契約が継続されてきた初年度契約の始期日から通算してそれぞれ1回を限度とします。
葬祭費用補償 〈葬祭費用保険金〉	病気やケガで、補償対象者が保険期間中に死亡し、補償対象者の配偶者・親族が葬祭費用を負担したとき注3)	
先進医療費用 〈先進医療費用保険金〉 国内のみ補償	保険期間中に先進医療を受けその費用を負担したとき 先進医療費用保険金（実費）をお支払いします。	最先端の治療費用に *保険期間を通じ、保険証券に記載された先進医療費用保険金額が限度となります。

※「先進医療」とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

注1) 初年度契約の保険期間の開始日より前に発病したがんまたは初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待期間）といふ経過した日の翌日午前0時より前に発病したがんについては、保険金をお支払いできません。

注2) がん・急性心筋梗塞・脳卒中の保険金支払回数は、三大疾病診断見舞金補償特約から通算となります。

注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

保険料と保険金額

キャリアメイトの方は（ ）のセット（FDS～HD）からご選択いただき、（ ）内の一時払保険料が適用されます。

団体割引20%適用、特定精神障害補償特約（自動セット）

疾病入院保険金支払対象期間1,095日、支払限度日数180日、免責期間フランチイズ1日

セット名		ADS (FDS)	AD (FD)	BDS (GDS)	BD (GD)	CDS (HDS)	CD (HD)
保 険 金 額	疾病入院保険金日額	10,000円		5,000円		3,000円	
	疾病手術保険金・ 疾病放射線治療保険金	入院中に受けた手術・放射線治療：疾病入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍					
	疾病退院時一時金額	一時金10万円		一時金5万円		一時金3万円	
	八大疾病一時金額	一時金100万円		一時金50万円		一時金30万円	
	葬祭費用保険金額	限度額100万円		限度額50万円		限度額30万円	
	先進医療費用保険金額	1,000万円	－	1,000万円	－	1,000万円	－
2026年11月1日時点の満年齢別月払保険料（一時払保険料）	0才（生後15日以上）～4才	2,680円 (29,290円)	2,620円 (28,590円)	1,370円 (14,990円)	1,310円 (14,290円)	850円 (9,270円)	790円 (8,570円)
	5才～9才	1,030円 (11,300円)	970円 (10,600円)	540円 (6,000円)	480円 (5,300円)	350円 (3,880円)	290円 (3,180円)
	10才～14才	920円 (10,140円)	860円 (9,440円)	490円 (5,420円)	430円 (4,720円)	320円 (3,530円)	260円 (2,830円)
	15才～19才	870円 (9,540円)	810円 (8,840円)	460円 (5,120円)	400円 (4,420円)	310円 (3,350円)	250円 (2,650円)
	20才～24才	1,050円 (11,500円)	990円 (10,800円)	550円 (6,100円)	490円 (5,400円)	350円 (3,940円)	290円 (3,240円)
	25才～29才	1,430円 (15,600円)	1,370円 (14,900円)	740円 (8,150円)	680円 (7,450円)	470円 (5,170円)	410円 (4,470円)
	30才～34才	1,740円 (18,950円)	1,680円 (18,250円)	890円 (9,820円)	830円 (9,120円)	570円 (6,170円)	510円 (5,470円)
	35才～39才	2,050円 (22,450円)	1,990円 (21,750円)	1,060円 (11,570円)	1,000円 (10,870円)	660円 (7,230円)	600円 (6,530円)
	40才～44才	2,410円 (26,350円)	2,350円 (25,650円)	1,230円 (13,530円)	1,170円 (12,830円)	760円 (8,400円)	700円 (7,700円)
	45才～49才	3,390円 (37,030円)	3,330円 (36,330円)	1,740円 (18,860円)	1,680円 (18,160円)	1,060円 (11,600円)	1,000円 (10,900円)
	50才～54才	4,980円 (54,330円)	4,920円 (53,630円)	2,530円 (27,520円)	2,470円 (26,820円)	1,530円 (16,790円)	1,470円 (16,090円)
	55才～59才	7,420円 (80,960円)	7,360円 (80,260円)	3,740円 (40,830円)	3,680円 (40,130円)	2,270円 (24,770円)	2,210円 (24,070円)
	60才	11,360円 (123,990円)	11,300円 (123,290円)	5,720円 (62,340円)	5,660円 (61,640円)	3,450円 (37,680円)	3,390円 (36,980円)
	61才～64才	11,360円 (123,990円)	11,300円 (123,290円)	5,720円 (62,340円)	5,660円 (61,640円)	3,450円 (37,680円)	3,390円 (36,980円)
	65才～69才	16,430円 (179,270円)	16,370円 (178,570円)	8,250円 (90,000円)	8,190円 (89,300円)	4,970円 (54,280円)	4,910円 (53,580円)
	70才	24,520円 (267,580円)	24,460円 (266,880円)	12,290円 (134,150円)	12,230円 (133,450円)	7,400円 (80,760円)	7,340円 (80,060円)
	71才～74才	24,520円 (267,580円)	24,460円 (266,880円)	12,290円 (134,150円)	12,230円 (133,450円)	7,400円 (80,760円)	7,340円 (80,060円)
	75才～79才	37,690円 (411,280円)	37,630円 (410,580円)	18,880円 (205,990円)	18,820円 (205,290円)	11,340円 (123,880円)	11,280円 (123,180円)
	80才	61,200円 (667,660円)	61,140円 (666,960円)	30,640円 (334,190円)	30,580円 (333,490円)	18,400円 (200,790円)	18,340円 (200,090円)

※上記の保険料は団体割引20%（被保険者（本人）数1,000名以上5,000名未満）を適用して計算しています。

※新規加入は、70才（ADS・AD（FDS・FD）は60才）以下の方に限ります。

※継続して加入される際に、保険金額の増額や先進医療費用の追加など補償内容を拡大する場合には、新たに健康状態の告知が必要となります。

団体傷害保険

団体医療保険
疾病・がん

団体
ゴルフ保険

GLTD

保補所
険償得

団体傷害保険

団体医療保険
疾病・がん

団体
ゴルフ保険

GLTD

保補所
険償得

団体医療保険 疾病・がんのおすすめ

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・団体総合生活補償保険サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認ください。取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_1_GN24-300732.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300008.pdf

健康状態告知についてのご案内
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300693.pdf

団体総合生活補償保険サービスのご案内
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_s_GN25-300063.pdf

GN24-300732

GN25-300008

GN24-300693

GN25-300063

団体医療保険（がん） 団体総合生活補償保険（MS&AD型）

団体割引
20%

被保険者ご本人となれる方

加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社にご勤務の社員・役員・キャリアメイト
被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といいます)、ご本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族 最長80才までの補償継続が可能です。(ご継続時の年齢により保険料が変更となります)

■国内、国外を問わず、がんによる入院・手術・放射線治療等を補償します。

【がん入院・手術】 【がん放射線治療】 【がん診断】 【がん退院時の一時金】



【がん先進医療費用】



こんなときに保険金をお支払いします

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

	お支払いする場合	ポイント
がん診断 〈がん診断保険金〉 	がんと診断確定されたとき一時金として がん診断保険金額の全額 をお支払いします。 ※保険期間を通じ、「上皮内新生物*」「悪性新生物」それぞれ1回のお支払いに限りま。	●2年超経過後の再発についてもお支払いします がんと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した後の再発が対象となります。
がん入院 〈がん入院保険金〉 	がんと診断確定され、入院したとき1日につき がん入院保険金日額 をお支払いします。	支払限度日数は無制限 入院日数の制限はありませんので、長期入院も安心です。
がん手術 〈がん手術保険金〉 	がんと診断確定され、約款所定の手術を受けたときがん入院保険金日額の 10倍 または 5倍 をお支払いします。	●1回の手術について次の額をお支払いします。 日帰り手術も補償 (入院中) がん入院保険金日額の10倍 (入院中以外) がん入院保険金日額の5倍 ※手術を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
がん放射線治療 〈がん放射線治療保険金〉 	がんと診断確定され、約款所定の放射線治療を受けたときがん入院保険金日額の 10倍 をお支払いします。	がん入院保険金日額の10倍をお支払いします。 ※放射線治療を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
がん退院時の一時金 〈がん退院時一時金〉 	がんと診断確定され、14日以上継続して入院し、生存して退院したとき、または365日を超えて入院したとき がん退院時一時金 をお支払いします。	●1回の入院につき1回のお支払いとなります。 退院後の療養費やお見舞い返し等にご利用できます。
がん先進医療費用 〈がん先進医療費用保険金〉 国内のみ補償 	がんと診断確定され、そのがんの治療のため、保険期間中に先進医療を受け、その費用を負担したとき がん先進医療費用保険金(実費) をお支払いします。	最先端の治療費用に ※保険期間を通じ、保険証券に記載されたがん先進医療費用保険金額が限度となります。

※「先進医療」とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

*「上皮内新生物」とは…がんが粘膜の一番上の上皮にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。

注) 初年度契約の保険期間の開始日より前に発病したがんまたは初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待期間といひます)を経過した日の翌日午前0時より前に発病したがんについては、保険金をお支払いできません。

保険料と保険金額

キャリアメイトの方は()のセット(IDS~JD)からご選択いただき、()内の一時払保険料が適用されます。

団体割引20%適用

がん入院保険金支払対象期間無制限、免責期間0日

セット名		DDS (IDS)	DD (ID)	EDS (JDS)	ED (JD)
保 険 金 額	がん入院保険金日額	10,000円		5,000円	
	がん手術保険金・ がん放射線治療保険金	入院中に受けた手術・放射線治療：がん入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：がん入院保険金日額の5倍			
	がん診断保険金額	一時金100万円		一時金50万円	
	がん退院時一時金額	一時金10万円		一時金5万円	
	がん先進医療費用保険金額	1,000万円	－	1,000万円	－
2026年11月1日時点の満年齢別月払保険料（一時払保険料）	0才(生後15日以上)～4才	230円 (2,550円)	210円 (2,320円)	140円 (1,390円)	120円 (1,160円)
	5才～9才	140円 (1,550円)	120円 (1,320円)	90円 (890円)	70円 (660円)
	10才～14才	130円 (1,480円)	110円 (1,250円)	80円 (860円)	60円 (630円)
	15才～19才	140円 (1,600円)	120円 (1,370円)	90円 (920円)	70円 (690円)
	20才～24才	180円 (1,890円)	160円 (1,660円)	100円 (1,060円)	80円 (830円)
	25才～29才	210円 (2,360円)	190円 (2,130円)	130円 (1,300円)	110円 (1,070円)
	30才～34才	280円 (3,090円)	260円 (2,860円)	150円 (1,670円)	130円 (1,440円)
	35才～39才	480円 (5,200円)	460円 (4,970円)	240円 (2,720円)	220円 (2,490円)
	40才～44才	820円 (8,940円)	800円 (8,710円)	420円 (4,590円)	400円 (4,360円)
	45才～49才	1,420円 (15,450円)	1,400円 (15,220円)	710円 (7,840円)	690円 (7,610円)
	50才～54才	2,250円 (24,600円)	2,230円 (24,370円)	1,140円 (12,420円)	1,120円 (12,190円)
	55才～59才	3,510円 (38,250円)	3,490円 (38,020円)	1,760円 (19,240円)	1,740円 (19,010円)
	60才～64才	4,980円 (54,360円)	4,960円 (54,130円)	2,500円 (27,300円)	2,480円 (27,070円)
	65才～69才	7,110円 (77,590円)	7,090円 (77,360円)	3,570円 (38,910円)	3,550円 (38,680円)
	70才	9,180円 (100,130円)	9,160円 (99,900円)	4,600円 (50,190円)	4,580円 (49,960円)
	71才～74才	9,180円 (100,130円)	9,160円 (99,900円)	4,600円 (50,190円)	4,580円 (49,960円)
	75才～79才	10,040円 (109,600円)	10,020円 (109,370円)	5,030円 (54,920円)	5,010円 (54,690円)
	80才	10,110円 (110,410円)	10,090円 (110,180円)	5,070円 (55,320円)	5,050円 (55,090円)

※上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算されています。

※新規加入は70才以下の方に限ります。

※継続して加入される際に、保険金額の増額やがん先進医療費用の追加など補償内容を拡大する場合には、新たに健康状態の告知が必要となります。

団体ゴルファー保険のおすすめ

団体ゴルファー保険 団体総合生活補償保険（個賠型）

団体割引
20%

被保険者ご本人となれる方

加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜フィナンシャルグループならびに横浜銀行・関連会社にご勤務の社員・役員・キャリアメイト
被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といいます)、ご本人の配偶者、ごども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族

こんなときに保険金をお支払いします

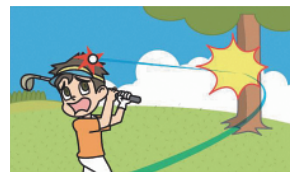
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

1 法律上の損害賠償責任*



被保険者(補償の対象となる方)がゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに伴い、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

2 ご自身の傷害(ケガ)



被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガに対して、保険金をお支払いします。

3 用品の損害

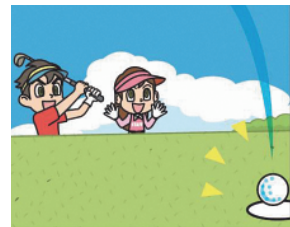


ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品※の盗難、ゴルフクラブの破損、曲損に対して保険金をお支払いします。(注)※ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計・財布等の携行品を除きます。

4 ホールインワン・アルバトロス費用補償

被保険者(補償の対象となる方)で、アマチュアゴルファーの方をいいます)が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。

ご注意! キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



(注)ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。
*この保険には、「示談交渉サービス」があります。詳細は、パンフレットP.12「事故が発生した場合(団体ゴルファー保険)」をご覧ください。

保険金額（ご契約金額）および一時払保険料と加入セット名

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入・通院共通)

セット名		X	Y	Z	V
保 険 金 額	ゴルフ場賠償責任保険金額(免責金額0円)	1億円	1億円	1億円	1億円
	死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円
	入院保険金日額	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	手術保険金	入院中の手術・傷害入院保険金日額の10倍/左記以外の手術・傷害入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
額	ゴルフ用品保険金額	20万円	20万円	20万円	50万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	20万円	30万円	50万円	100万円
一時払保険料		5,480円	6,600円	8,860円	16,230円
中 途 加 入 の 保 険 料	12月加入の場合	5,020円	6,050円	8,120円	14,880円
	1月	4,570円	5,510円	7,390円	13,530円
	2月	4,120円	4,960円	6,650円	12,180円
	3月	3,660円	4,400円	5,910円	10,820円
	4月	3,210円	3,860円	5,180円	9,480円
	5月	2,750円	3,310円	4,440円	8,120円
	6月	2,280円	2,750円	3,690円	6,760円
	7月	1,820円	2,200円	2,950円	5,410円
	8月	1,390円	1,670円	2,230円	4,070円
	9月	920円	1,100円	1,480円	2,710円
	10月	470円	560円	750円	1,360円

- 上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算されています。
- 特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度と同一の補償内容にて継続されます。
- WEBサイトへの入力事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 中途加入をご希望される場合は、株式会社朋米までお問合わせください。

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項
のご説明

https://ainissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300785.pdf



GN24-300785

お支払いする
保険金および
費用保険金
のご説明

https://ainissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300660.pdf



GN24-300660

ホールインワン・アルバトロス費用についてのご注意

(1) 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃※したものに限りま。

- ①同伴競技者
- ②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など

【ご注意】

キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃※がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

*上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。

- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃※がある場合
- ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

※目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(2) 保険金のご請求にあたっては、必ずホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書と次の「ホールインワン等を証明する書類または証拠」のご提出が必要となります。

対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠		
①次のア、イの両方の方が目撃したホールインワン等 ア.同伴競技者 イ.同伴競技者以外の第三者(注) (注) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	被保険者がホールインワン等を達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
②記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワン等を達成したことが客観的に確認できるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等		
③公式競技において、上記①ア、イのいずれの方が目撃したホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書		

- ゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツは含まれません。
- この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目を問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- 賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

《事故が起こった場合(団体ゴルファー保険)》

- 事故が起こった場合には、遅滞なく(ゴルフ場・傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が起こった場合は30日以内に)取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 示談交渉サービスとは引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限りま)。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(注) 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

GLTD (団体長期障害所得補償保険)

団体割引
20%

被保険者ご本人となれる方

加入対象者(ご加入できる方)範囲
2026年11月1日において満15才以上満59才以下の健康保険・厚生年金保険の対象となる社員かつ、告知日時点で、正常に勤務している方がご加入いただけます。(キャリアメイトの方は対象となりません)
これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等の方はご加入できません。
また、ケガまたは病気により休職されている方や業務内容・範囲等が制限されている方は新規でのご加入はできません。

ある日突然、
脳卒中に…

脳卒中

緊急入院・手術を行いました、
身体障害が残り職場復帰が
見込まれない状態に…

1 2
4 3

団体長期障害所得補償保険なら
最長60才まで*1 最高30万
円*2を毎月お支払いします。
これで家族もあんしん!

治療費
住宅ローン

家族の生活費
養育費

働けない=所得喪失

※1 加入年令によりてん補期間が異なりますので、詳細は中面をご確認ください。
※2 3口でご加入の場合の保険金額となります。

団体長期障害所得補償保険 は、これまでの保険制度では十分に補償されなかった
長期間仕事ができない期間 の 収入の補償 を行います。



私たちは1か月生活するのに、
いったいどのくらいの収入が必要でしょうか。

私たちは現在の生活レベルを維持するためにはどれくらいの収入が必要なのでしょう。
傷病により会社からの収入がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりありません。
あなたはどうかお考えになりますか。

30代 Dさん家の家計簿

月々の支払	
食料	70,834
住居	22,747
光熱・水道	18,733
家具・家事用品	12,319
被服及び履物	10,721
保健医療	12,225
交通・通信	40,908
教育	8,932
教養・娯楽	27,145
その他の消費支出	41,077
合計 265,640円	

■総務省統計局:
「家計調査年報 家計収支編(令和3年)30才~39才」より作成

住宅ローンをお持ちの方・小さい
お子さまがいる方
要注意!

生活費の不足に
加え、医療費が
増加!

収入が
なくなると

長期の療養で住宅ローンが
支払えないと、手放すことに…

この他にも、まだまだたくさんの支出があるはずですよ…

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・
お支払いする保険金のご説明・健康状態告知
についてのご案内・団体長期障害所得補償保
険サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。
ご確認できない場合は取扱代理店または
引受保険会社までご請求ください。

重要事項
のご説明
GN25-300655
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_gj2302.pdf

お支払いする
保険金のご説明
GN22D010838
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_gjaku2302.pdf

健康状態告知
について
のご案内
GN25-300015
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc_glpod2310.pdf

団体長期障害
所得補償保険
サービス
のご案内
GN20D010086
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/si_gj2106.pdf

最長
60才まで!

病気やケガで就業障害となり、
90日を超えて働けない状況が
継続した場合に、最長60才
まで補償します。
(注1)

復職後も引続き
継続して補償

仕事に復帰した後も障害が
残り、収入が20%超減少して
いる場合は、その減少割合に
応じて補償します。

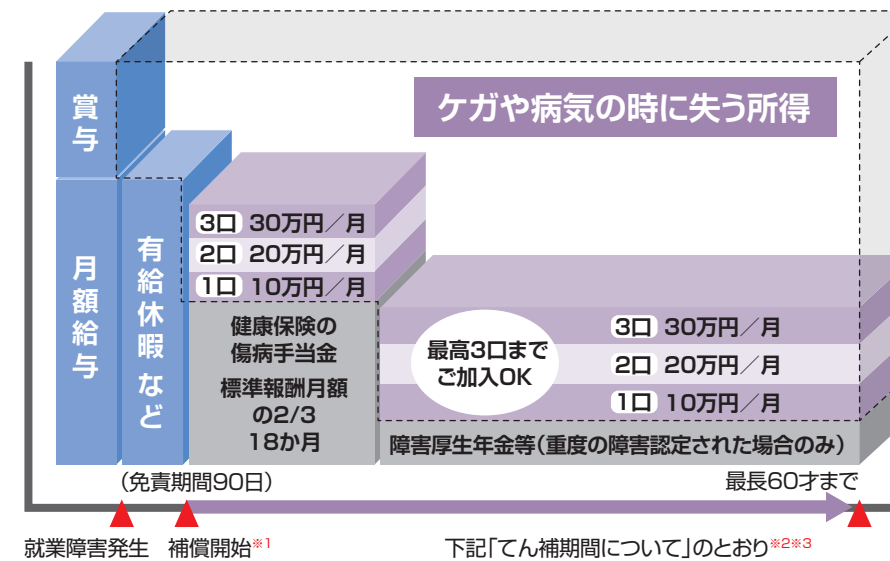
精神障害に
よる就業障害は
最長2年まで補償

うつ病などを原因とする
就業障害についても
最長で2年間補償します。

妊娠に伴う
就業障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による
身体障害により、免責期間を超え
ても仕事ができない場合に
所得を補償します。
(注2)

(注1) てん補期間は60才に達した日(60才の誕生日の前日)まで。ただし、免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(注2) 妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)をセットした場合



口数決定の目安

10万円 × 口数 × 12 が
年収の50% 以内になるよう
ご設定ください。(限度口数3口)

加入限度口数

年 収	最大口数
240~479万円	1口
480~719万円	2口
720万円~	3口

てん補期間について

- ※1 免責期間(90日)終了日の翌日から補償が開始されます(免責期間とは保険金をお支払いできない期間のことをいいます)。
- ※2 補償が開始されたときの年令によって、てん補期間が異なります(てん補期間とは、保険金をお支払いする限度日数で、免責期間終了日の翌日からその日を含めた期間のことをいいます)。
- ※3 うつ病などの精神障害による就業障害のてん補期間は2年間が限度となります。

ご加入にあたって

ご加入口数について: 1口は月額10万円となります。最高3口までご加入いただけます。
口数の設定については上記の「口数決定の目安」をご確認ください。

セット名	MA(男性)			WA(女性・妊娠特約無)			WB(女性・妊娠特約有)		
年令群 / 月払保険料	1口	2口	3口	1口	2口	3口	1口	2口	3口
15才-24才	837円	1,674円	2,511円	533円	1,066円	1,599円	637円	1,274円	1,911円
25才-29才	863円	1,726円	2,589円	692円	1,384円	2,076円	900円	1,800円	2,700円
30才-34才	922円	1,844円	2,766円	917円	1,834円	2,751円	1,141円	2,282円	3,423円
35才-39才	1,151円	2,302円	3,453円	1,360円	2,720円	4,080円	1,627円	3,254円	4,881円
40才-44才	1,633円	3,266円	4,899円	2,101円	4,202円	6,303円	2,148円	4,296円	6,444円
45才-49才	2,243円	4,486円	6,729円	2,837円	5,674円	8,511円	2,837円	5,674円	8,511円
50才-54才	2,601円	5,202円	7,803円	3,045円	6,090円	9,135円	3,045円	6,090円	9,135円
55才-59才	2,425円	4,850円	7,275円	2,532円	5,064円	7,596円	2,532円	5,064円	7,596円

- 上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算されています。
- すべてのセットに天災危険補償特約、精神障害補償特約をセットしています。
- セット名WBは妊娠に伴う身体障害補償特約をセットしています。
- 年令は2026年11月1日時点の満年令です。

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

団体傷害保険

団体傷害保険

団体医療保険
疾病・がん

団体
ゴルフ保険

GLTD

保補所
険償得

所得補償保険 (2015 年度より新規で加入および補償増額 いただくことができません。)

<ご継続の方のみ> 所得補償保険

団体割引
20%

被保険者ご本人となれる方

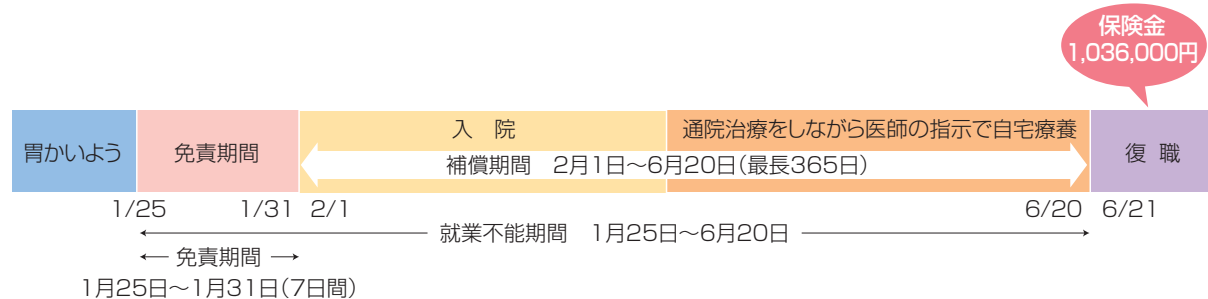
加入対象者	2026年11月1日時点満59才以下の方で 現在加入中の方のみ自動継続できます。
-------	---

本保険の特色

- ・日本国内・国外を問わず、仕事や日常生活のケガ、病気のため入院したり医師の治療をうけていることにより仕事につけない場合の所得を補償します。
- ・家事従事者でも加入することができます(家事従事者特約セット)。
- ※家事従事者の場合、入院が保険金お支払いの要件となります。

保険金お支払い例

- ・この保険に3口(補償金額:1口につき74,000円×3口=222,000円)加入しているAさん(40才・男性)が胃かいようのため1月25日から6月20日まで就業不能の状態になった場合



<お支払いする保険金>

222,000円(月々の補償額=3口加入→222,000円)×(4か月と20/30日)=1,036,000円

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項
のご説明



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_sho2302.pdf

お支払いする
保険金のご説明



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_sho2310.pdf

健康状態告知
についての
ご案内



https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc_shopod2310.pdf

口数と保険金額

保険料は、1口月額1,000円です。

平均所得額(年収の12分の1)の50%以内となるセットをお選びください。

所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的保障制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

免責期間7日、てん補期間1年、団体割引20%、職種級別1級

2026年11月1日 時点の満年齢	保険金額(月額)		
	1口	2口	3口
25～29才	142,000円	284,000円	—
30～34才	115,000円	230,000円	345,000円
35～39才	92,000円 (144,000円)	184,000円	276,000円
40～44才	74,000円 (115,000円)	148,000円	222,000円
45～49才	62,000円 (96,000円)	124,000円	186,000円
50～54才	53,000円 (83,000円)	106,000円	159,000円
55～59才	50,000円 (78,000円)	100,000円 (156,000円)	150,000円

()内が家事従事者の保険金額です。月額171,000円が限度

- (注) 1. 上記保険金額を最長12か月にわたってお支払いします。
2. 2026年11月1日時点の年齢により補償額が決まりますのでご注意ください。
3. 上記の保険金額は職種級別1級(事務職など)の場合のもので、保険金額は被保険者の職種級別によって異なります。ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
※告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
4. 免責期間は7日間です。
5. 上記の保険金額表は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算されています。

- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEBサイト画面より入力していただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 所得補償保険には「無事故戻しに関する規定の不適用特約」が自動セットされます。
- 所得補償保険には「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。
- 保険期間の開始時(注)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いとは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできることがあります。
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。
また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容やWEBサイトへの入力事項(職業・職務・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のないかぎり、ご継続時満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
(注)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

団体傷害保険

団体傷害保険

団体医療保険

団体医療保険

団体ゴルフ保険

団体ゴルフ保険

GLTD

GLTD

所得補償保険

所得補償保険

つながって、安心。つながって、便利。

ご契約者さま専用ページ「団体契約のご加入内容」閲覧方法のご案内

対象商品

団体総合生活補償保険／所得補償保険／団体長期障害所得補償保険（GLTD）／学生・こども総合保険

1. 団体保険WEBお手続きサイト【e-join!】へのログイン方法

※パソコンの画面イメージです。

- 1 保険始期日以降、募集開始時にご案内済みの「団体保険WEBお手続きサイト【e-join!】」にログインください。
 ※PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

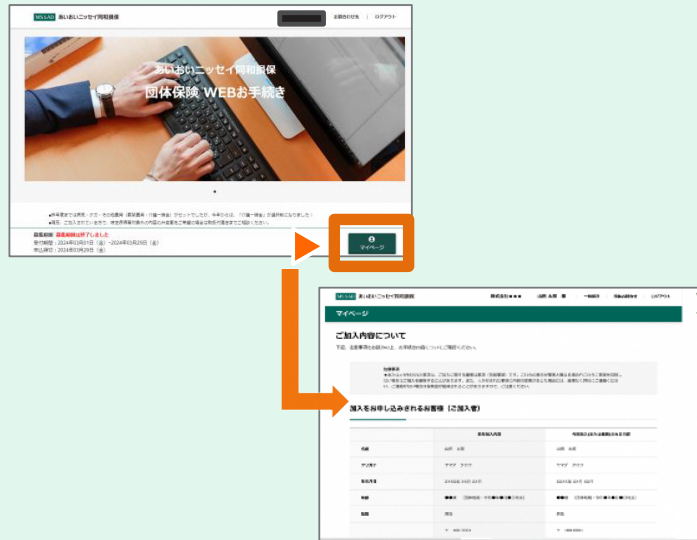
URL	二次元コード
https://aioinissaydowa-ej.jp/	

- 2 アクセスすると【e-Join!】のログイン画面が表示されます。「募集コード」「ログインID」「パスワード」を入力し※1、「**ログイン**」をクリックします。

※1 「募集コード」は「BLX331090」、「ログインID」は「従業員（社員）番号（7桁）*1」、「パスワード」は「西暦生年月日*2」を使用します。
 *1（例）社員番号が1234の場合 → 0001234
 *2（例）1980年1月10日生まれの場合 → 19800110



- 3 ログイン後、TOPページ下部に「マイページ」ボタンが表示され、「**マイページ**」をクリックすると申込みされた内容が表示されます。



- 4 マイページ下部に「ご契約者さま専用ページ」へのリンクおよび**お客さまコード1・2**が表示されますので※2、「**ご契約者さま専用ページ**」をクリックします。
 ※2 募集期間中は表示されません。保険始期日以降、順次表示されるようになります。



(例) お客さまコード1：X123456789 お客さまコード2：001A123456789ZZ

- 5 「ご契約者さま専用ページ」へ遷移するため、「ご契約者さま専用ページ」の新規登録を行う場合は、「2. ご契約者さま専用ページを初めて閲覧する場合」へ、新規登録が完了済みの方は「3. ご加入中の団体契約を閲覧する方法」をご覧ください。



【団体保険WEBお手続きサイト（e-join!）のご利用方法・操作について】
 取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 MS&AD INSURANCE GROUP

2. ご契約者さま専用ページを初めて閲覧する場合

※パソコンの画面イメージです。

★「ご契約者さま専用ページ」の新規登録が完了済みの方は次ページの「3. ご加入中の団体契約を閲覧する方法」をご覧ください

- 1 「ご契約者さま専用ページ」の「**初めてご利用いただく方はこちら**」をクリックします。



- 2 「初めてご利用いただく方」画面の「**新規登録**」をクリックします。



- 3 「新規利用登録」画面にお客さま情報※1を入力し、利用規約を確認後に「利用規約に同意します。」にチェックのうえ「**次へ**」をクリックします。

※1 契約者氏名(漢字・カナ)、生年月日、メールアドレス



- 4 「入力内容の確認」画面で入力内容を確認し、「**送信する**」をクリックします。※2

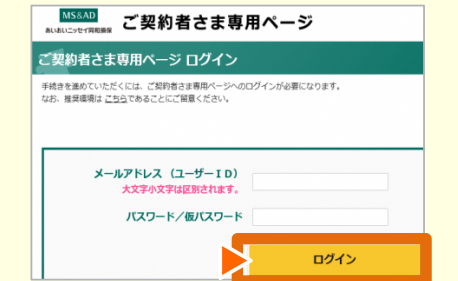
※2 メール受信拒否設定（ドメイン指定受信）をしている場合は、「@aioinissaydowa.co.jp」のメールを受信できるよう設定してください。



- 5 登録されたメールアドレス宛に仮パスワードが送信されます。仮パスワードを確認のうえ「**ログイン**」をクリックします。



- 6 「ご契約者さま専用ページ」へ遷移するため、登録済メールアドレスと仮パスワードを入力し、「**ログイン**」をクリックします。



- 7 次回以降ログインするためのパスワードおよび本人確認に必要な情報を入力し、「**登録**」をクリックします。



ご契約者さま専用ページの利用登録は以上で完了です。
 ご加入中の団体契約を閲覧する方法は次ページを参照ください。

【ご契約者さま専用ページのご利用方法・操作について】

TEL:0120-865-681 受付時間：9:00～17:00 年末年始は休業させていただきます。
 サービス全般、その他商品内容は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 MS&AD INSURANCE GROUP

3. ご加入中の団体契約を閲覧する方法

※パソコンの画面イメージです。

- 1 「ご契約者さま専用ページ」で、ご登録のメールアドレスを入力し「**次へ**」をクリックします。パスワード入力画面に遷移しますので、パスワードを入力し「**ログイン**」をクリックします。
※「ご契約者さま専用ページ」の新規登録方法は前ページをご確認ください。

- 2 「マイメニュー」をクリックし、「**契約中の保険を追加する**」をクリックします。

- 3 「契約中の保険を追加する」のサブウィンドウで、「**団体損害保険 専用ボタン**」をクリックします。

- 4 「契約中の保険を追加する」画面で、【e-Join!】のマイページ下段の【お客さまコード】欄に表示された**お客さまコード1**、**お客さまコード2**を入力し※、「**次へ**」をクリックします。

※ お客さまコード1・2は「団体保険WEBお手続きサイト[e-join!】」からご確認ください。
「1. 団体保険WEBお手続きサイト[e-join!】へのログイン方法」をご参照ください。

★「団体保険WEBお手続きサイト[e-join!】」マイページイメージ

(例) お客さまコード1 : X123456789 お客さまコード2 : 001A123456789ZZ

- 5 「入力内容の確認」画面で入力内容を確認し、「**追加する**」をクリックします。

- 6 「ご契約一覧」に団体契約が追加されます。ご加入内容の確認は、「**詳細**」をクリックします。

- 7 「加入者証」のサブウィンドウで、「**加入者証**」をクリックします。

- 8 ご加入内容の詳細が表示されます。

●迷惑メール対策などで、メール受信拒否設定（ドメイン指定受信）をしている場合は「@aioinissaydowa.co.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

【ご契約者さま専用ページのご利用方法・操作について】

TEL:0120-865-681 受付時間：9:00～17:00 年末年始は休業させていただきます。
サービス全般、その他商品内容は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

共同保険契約に関する説明事項

団体傷害保険契約、団体ゴルフ保険契約は下記5社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

〈分担表〉

団体傷害保険

引受保険会社	引受割合
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受幹事保険会社)	35.7%
セコム損害保険株式会社	29.8%
損害保険ジャパン株式会社	12.0%
三井住友海上火災保険株式会社	17.2%
東京海上日動火災保険株式会社	5.3%

団体ゴルフ保険

引受保険会社	引受割合
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受幹事保険会社)	60.0%
セコム損害保険株式会社	10.0%
損害保険ジャパン株式会社	9.0%
東京海上日動火災保険株式会社	11.0%
三井住友海上火災保険株式会社	10.0%

(2026年5月現在)

各引受保険会社からのお知らせ

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

万一、事故にあわれたときは

⇒お電話 朋栄 代表TEL 045-201-3171
⇒ホームページ (手順は次のページを参照)

万一事故が起こった場合は、遅滞なく株式会社朋栄までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■保険金請求に必要な書類

書 類 名	傷害保険(団体傷害保険)		
	死 亡	後遺障害 入・通院	賠 償
保険金請求書(兼事故状況報告書)	◎	◎	◎
修理見積書			○
損害額証明書			○
損害物件の写真			○
診断書または治療申告書(診察券添付)(※) (※)保険種目、請求金額によって異なりますので、詳細は (株)朋栄へお問合わせください。		◎	
死亡診断書または死体検案書	○		
戸籍謄本	○		
診断書・診療費明細書		◎	○
示談書			◎

書 類 名	傷害保険(団体ゴルフ保険)				
	賠 償	傷害死亡	後遺障害 入・通院	用 品	ホールインワン アルバトロス
保険金請求書(兼事故状況報告書)	◎	◎	◎	◎	◎
事故証明書	◎	◎	◎	◎	
ホールインワン・アルバトロス証明書(※)					◎
修理見積書	○			○	
損害物件の写真	○			○	
診断書または治療申告書(診察券添付)(※) (※)保険種目、請求金額によって異なりますので、詳細は (株)朋栄へお問合わせください。			◎		
死亡診断書または死体検案書		○			
戸籍謄本		○			
診断書・診療費明細書	◎	◎	◎		
示談書	◎				
支出した費用の領収書	○				○

(注) ●◎の書類は引受保険会社所定の用紙を使用してください。○の書類は引受保険会社所定の用紙はありませんが必要な書類です。
●上記以外の事故については、(株)朋栄へお問合わせください。
●場合によっては、上記印を打っていない書類、または上記以外の書類が必要となります。

☆…ご注意 傷害入・通院事故について

●傷害保険では医師の治療を受けることがお支払いの条件となっております。ここにいる医師とは「医師法」または「歯科医師法」に定める医師です。接骨院・整骨院は医師の治療に準じ支払われますが、鍼・灸・マッサージ・カイロプラクティック等はお支払いの対象とならないことがありますのでご注意ください。

(※) 公式競技・公式競技以外に関わらず「ホールインワン・アルバトロス証明書」と別で、「ゴルフ場の支配人、責任者のホールインワン・アルバトロス証明書」、「同伴競技者が署名捺印したホールインワン・アルバトロス証明書」も必要です。公式競技以外の場合はさらに「同伴競技者以外の第三者の証明書」も必要です。

朋栄HP事故連絡のご案内



①株式会社朋栄ホームページの「事故時のご連絡」をクリックします。



②「事故受付専用フォームを開く」をクリックします。

株式会社 朋栄

事故時のご連絡

以下フォームに必要事項をご入力の上、お送りください。

お名前

例) 朋栄 太郎

フリガナ

例) ホウエイ タロウ

会社名

部署名

平日9時から17時のご連絡手段

選んでください

③必要事項をご入力の上、送信してください。
④朋栄事故受付担当者から当社営業時間内にご指定の手段でご連絡いたします。

Memo